

令和4年度 集団指導

(認知症対応型共同生活介護、多機能系サービスにおける留意事項について)

令和 4年 7月26日 (火)

日向市 健康長寿部 高齢者あんしん課 介護認定係

目 次

1 管理者交代時の研修の修了猶予措置	P. 1
2 計画作成担当者の配置基準の緩和	P. 2
3 外部評価に係る運営推進会議の活用	P. 3
4 通所困難な利用者の入浴機会の確保	P. 4
5 多機能系サービスの具体的取扱方針	P. 5
6 多機能系サービスにおける居宅サービス計画の作成	P. 8
7 個別サービス計画の作成	P. 11
8 記録の整備	P. 13

注 釈

- ※ 市条例＝日向市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年日向市条例第 7 号）
- ※ 基準省令＝指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
- ※ 予防条例＝日向市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年日向市条例第 8 号）
- ※ 予防省令＝指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）
- ※ 解釈通知＝指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号，老振発第 0331004 号，老老発第 0331017 号）
- ※ 平 18 厚 126 号＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省告示第 126 号）
- ※ 留意事項通知＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号，老振発第 0331005 号，老老発第 0331018 号）
- ※ 指定居宅介護支援等基準＝指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）

1 管理者交代時の研修の修了猶予措置

対象	(介護予防) 認知症対応型通所介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
概要	・ 管理者の要件とされている「認知症介護実践者研修」及び「認知症対応型サービス事業管理者研修」の修了について、令和3年度介護報酬改定により、計画作成担当者に係る措置と同様に、管理者が交代する場合において、新たな管理者が、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申し込みを行い、研修を修了することが確実に見込まれる場合は、研修を修了していなくてもよい取扱いとする。 ・ なお、事業者の新規指定時には、管理者は原則どおり研修を修了していることを必要とする。

(1) 関係する基準

(例1) 小規模多機能型居宅介護の場合

※赤字部分は、令和3年度介護報酬改定

・ **解釈通知** 第3の四の2の(2)の②より

② 管理者は、…(略)…として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であることが必要である。

さらに、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際(指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。)に、113号告示第2号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知1の(1)の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである。

ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。

(例2) 看護小規模多機能型居宅介護の場合

※赤字部分は、令和3年度介護報酬改定

・ **解釈通知** 第3の八の2の(2)の②より

② 管理者は、…(略)…の職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であることが必要である。

さらに管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際(指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。)に、113号告示第2号に規定する研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師とする。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知1の(1)の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである。

ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。

2 計画作成担当者の配置基準の緩和

対 象	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
概 要	・人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、令和3年度介護報酬改定により、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。

(1) 関係する基準

・ **解釈通知** 第3の五の2の(1)の③より

※赤字部分は、令和3年度介護報酬改定

③ 計画作成担当者

イ 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所に1人以上置かなければならない。

ロ 計画作成担当者を1人配置する事業所にあつては、当該計画作成担当者は介護支援専門員をもって充てなければならない。

ハ 計画作成担当者を1を超えて配置する事業所にあつては、計画作成担当者のうち少なくとも1人は介護支援専門員をもって充てなければならない。

ニ 前記ハの介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

(略)

(2) 厚生労働省 Q&A

・ **事務連絡** 「令和3年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 4) (令和3年3月29日)」の送付について

[問 24] 計画作成担当者は、他の事業所との兼務は可能か。

[答] 介護支援専門員である計画作成担当者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務を除き、兼務することはできない (基準省令第90条第5項、予防省令第70条第5項)。

※ 指定認知症対応型共同生活介護等に関する Q&A (平成18年5月2日) [問16] は削除する。

※ 指定認知症対応型共同生活介護等に関する Q&A (平成18年5月2日) [問17] は削除する。

3 外部評価に係る運営推進会議の活用

対象	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
概要	・業務効率化の観点から、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、当該運営推進会議と既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。

(1) 関係する基準

- ・ **指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針** [市条例第 117 条第 8 項／基準省令第 97 条第 8 項]

※赤字部分は、令和 3 年度介護報酬改定

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 第 128 条において準用する第 59 条の 17 第 1 項に規定する運営推進会議における評価

- ・ **解釈通知** 第 3 の五の 4 の (4) の ⑦ より

⑦ …(略)…。また、評価の実施を担保する観点から、それらの結果を入居（申込）者及びその家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に 掲示する方法や、市町村窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法などにより、開示しなければならないこととする。

なお、自ら行う評価及び外部の者による評価に関する具体的な事項については、別に通知*するところによるものである。

※「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 97 条第 7 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について(平成 18 年 10 月 17 日 老計発第 1017001 号)

(2) 留意事項

- ・ 指定認知症対応型共同生活介護の外部評価においては、原則として少なくとも年に 1 回は実施することと定められていますが、一定の要件を満たす場合には、外部評価の実施回数の緩和申請により 2 年に 1 回とすることができます。

ただし、緩和申請の要件のうち、「過去に外部評価を 5 年間継続して実施している事業所」とは、「(1) 外部の者による評価」を実施している場合のみであるため、ご留意ください。

4 通所困難な利用者の入浴機会の確保

対 象	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
概 要	・ 令和3年度介護報酬改定により、看取り期等で多機能系サービスへの通いが困難となった状態が不安定な利用者に入浴の機会を確保する観点から、多機能系サービスの提供にあたって、併算定できない訪問入浴介護のサービスを、多機能系サービス事業者の負担の下で提供することが可能であることを明確化する。

(1) 関係する基準

(例) 小規模多機能型居宅介護の場合

・ 介護等 [市条例第97条第2項／基準省令第78条第2項]

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

・ 解釈通知 第3の四の4の(10)の②より

※赤字部分は、令和3年度介護報酬改定

② 同条第2項は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護のサービスを事業所の従業者に行わせなければならないことを定めたものであり、例えば、利用者の負担によって指定小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。

(2) 厚生労働省 Q&A

・ 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.5) (令和3年4月9日)」の送付について

[問7] 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者に対する指定訪問入浴介護の提供について、連携方法や費用負担についての考え方如何。

[答] 看取り期等で通いが困難となった利用者に対する訪問入浴介護サービスの提供に当たっては、当該サービスの提供に関する連携方法、費用負担について、事業者間で調整及び協議の上、決定されたい。

5 多機能系サービスの具体的取扱方針

対象	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
概要	<ul style="list-style-type: none">・多機能系サービスについては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。・運営推進会議に対し、通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることとする。

(1) 関係する基準

(例) 小規模多機能型居宅介護の場合

・基本方針 [市条例第 81 条／基準省令第 62 条]

指定小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

・指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 [市条例第 92 条／基準省令第 73 条]

第 92 条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。

・解釈通知 第 3 の四の 4 の (5) の ① より

① 制度上は週 1 回程度の利用でも所定点数の算定は可能であるが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要となるものである。

指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられる。

しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要となるものである。

(略)

(次のページに続く)

- ⑤ 同条第8号に定める「適切なサービス」とは、一の利用者に対して、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行うことが目安となるものである。指定小規模多機能型居宅介護事業者は、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関わることを望ましい。

なお、指定小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えない。

・ **平18厚126号** 別表の4のイ※の注4

※ イ：小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

注4 イについては、指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス(基準省令第63条第1項に規定する通いサービスをいう。)、訪問サービス(同項に規定する訪問サービスをいう。)及び宿泊サービス(同条第5項に規定する宿泊サービスをいう。)の算定月における提供回数について、登録者(短期利用居宅介護費を算定する者を除く。)1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

・ **留意事項通知** 第2の5の(3)

サービス提供が過少である場合の減算について

- ① 「利用者1人当たり平均回数」は、暦月ごとに以下のイからハまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、7を乗ずることによって算定するものとする。

なお、…(略)…。

イ **通いサービス**

1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合には、複数回の算定を可能とする。

ロ **訪問サービス**

1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。

ハ **宿泊サービス**

宿泊サービスについては、1泊を1回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定すること。

- ② 登録者が月の途中で利用を開始又は終了した場合にあっては、利用開始日の前日以前又は利用終了日の翌日以降の日数については、①の日数の算定の際に控除するものとする。登録者が入院した場合の入院日(入院初日及び退院日を除く。)についても同様の取扱いとする。

- ③ 市町村長は、サービス提供回数が過少である状態が継続する場合には、事業所に対し適切なサービスの提供を指導するものとする。

(2) 厚生労働省 Q&A

・介護保険最新情報 vol. 69 平成 21 年 4 月改定関係 Q&A (vol. 1) (平成 21 年 3 月 23 日)

〔問 127〕 サービス提供が過小である場合の減算の取扱いについて、電話による見守りをサービス提供回数に含めることは可能か。

〔答〕 利用者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合は、サービス提供回数に含めることは可能であるが、電話による見守りはサービス提供回数に含めることはできない。

・新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 3 報) (令和 2 年 2 月 28 日)

〔問 11〕 (看護) 小規模多機能型居宅介護において、新型コロナウイルス感染症への対策を行ったため、サービス提供が過少 (登録者 1 人当たり平均回数が週 4 回に満たない場合) となった場合、減算を行わなければならないのか。

〔答〕 以下の場合には減算しないこととして差し支えない。

- ・職員が発熱等により出勤を控えたことにより、サービス提供体制が整わず、その結果としてサービス提供が過少となった場合
- ・都道府県等の休業要請により通いサービス・宿泊サービスを休業した結果、過少サービスとなった場合

なお、通いサービス・宿泊サービスを休業した場合であっても、在宅高齢者の介護サービスを確保するため、個別サービス計画の内容を踏まえた上で、できる限り訪問サービスを提供されたい。

・新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 8 報) (令和 2 年 4 月 10 日)

〔問 5〕 (看護) 小規模多機能型居宅介護におけるサービス提供が過少 (登録者 1 人当たり平均回数が週 4 回に満たない) である場合の介護報酬の減算の取扱いは、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 3 報) (令和 2 年 2 月 28 日)」の〔問 11〕において、「都道府県等の休業要請により通いサービス・宿泊サービスを休業した結果、過少サービスとなった場合」等は減算しないこととして差し支えないとされているが、感染拡大防止の観点から必要があり、自主的に通いサービス・宿泊サービスを休業・縮小した場合であって、在宅高齢者の介護サービスを確保するため、個別サービス計画の内容を踏まえた上で、できる限り訪問サービスの提供を行っている場合、同様の取扱いが可能か。

〔答〕 可能である。

6 多機能系サービスにおける居宅サービス計画の作成

対象	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
概要	・多機能系サービスにおける介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準 ^{※8} 第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。

(1) 関係する基準

(例) 小規模多機能型居宅介護の場合

・ 居宅サービス計画の作成 [市条例第93条第2項／基準省令第74条第2項]

介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。

・ 指定居宅介護支援の具体的取組方針 [指定居宅介護支援等基準第13条]

※赤字部分は、令和3年度介護報酬改定

第13条 指定居宅介護支援の方針は、第1条の2に規定する基本方針及び前条に規定する基本取組方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(略)

(7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(略)

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。…(略)

(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

(略)

(次のページに続く)

(14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

(15) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

イ 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

ロ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(16) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(略)

(2) 厚生労働省 Q&A

・全国介護保険担当課長ブロック会議資料(平成18年2月24日) Q&A

[問58] 小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーの業務は何か。また、小規模多機能型居宅介護事業所は居宅介護支援事業所の指定をとらなければならないのか。

[答] 1 小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーの業務は、基本的には、①登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「ケアプラン」の作成、②法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護利用に関する市町村への届出の代行、③小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「小規模多機能型居宅介護計画」の作成である。

2 ケアプランの作成に関しては、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが通常行っている業務を行う必要がある。(…(略)…)

3 ケアプランの様式は居宅介護支援と同様のものを使用するが、小規模多機能型居宅介護ならではのサービス利用票の記載例等については、追ってお示しする。(平成21年2月19日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料参照)

4 小規模多機能型居宅介護利用に関する市町村への届出については、居宅サービスにおける例にならい、別紙2(略)のような標準様式で行うこととする。

5 また、登録者のケアプランの作成については小規模多機能型居宅介護の介護報酬の中に含まれていることから、別途「ケアプラン」の作成に係る介護報酬を算定することはできない。このため、居宅介護支援事業所の指定基準や介護報酬は適用されず、居宅介護支援事業所の指定を受ける必要はない。

(2) 留意事項

・ 居宅サービス計画書標準様式及び記載要領、介護サービス計画書の様式については、一部改正されておりますので、ご注意ください。

※〔参考〕介護保険最新情報 Vol. 958「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について(令和3年3月31日)

・ 多機能系サービスの居宅サービス計画書の取扱いについては、日向市の見解として、次のとおり、居宅介護支援に準ずることとするため、ご注意ください。

※認知症対応型共同生活介護の個別サービス計画書の取扱いについても、同様とします。

〔参考〕日向市における居宅サービス計画書の取扱いについて

・ 当該計画書第1～3表

利用者への説明後、「作成年月日」欄の上に、利用者本人の「署名」を頂くこと。

なお、第1表に「署名」を頂けば、利用者等に対し、第1表から第3表まで説明を行ったものとみなします。

・ 当該計画書第6・7表

利用者への説明後、第6・7表の各計画表に、利用者本人から「説明日」を記載して頂くこと。

各計画表が2枚以上になる場合は、各計画表の1枚目に「説明日」を頂くことで、利用者等に対し、同意を得たものとみなします。

・ 本人署名が困難である場合は、「本人氏名」の下に、「代筆者名」及び「続柄」を並記すること。

(記載例) 本人氏名 日向 太郎

代筆者名 富高 花子(長女)

・ 当該計画書の説明を行った際には、「いつ」、「誰に」、「どのような」説明を行ったか、第5表(支援経過)に詳しく記載すること。

7 個別サービス計画の作成

対 象	地域密着型サービス事業者
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型サービス事業者は、居宅サービス計画に沿った地域密着型サービスを提供しなければならない。 ・ 個別サービス計画を作成する者（以下「計画作成者」という。）※は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した各サービス計画を作成しなければならない。 <p>※計画作成者は、各サービス種別の指定基準において異なるためご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画作成者は、当該計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、当該計画を交付しなければならない。 ・ 計画作成者は、当該計画の作成後、当該計画の実施状況等の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。

(1) 関係する基準

(例) 小規模多機能型居宅介護の場合

・ 小規模多機能型居宅介護計画の作成〔市条例第96条／基準省令第77条〕

第96条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(略)に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。
- 3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。
- 4 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
- 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

(次のページに続く)

(2) 指摘事項

番号	サービス種別	指摘事項	改善の趣旨
1	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の目標設定が介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の丸写しとなっており、アセスメントが不十分であった。 ・個別サービス計画が画一的なものになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならない。 ・また、計画作成者は、個別サービス計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した各サービス計画を作成しなければならない。 ・計画作成者は、当該計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。
2	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画に、地域・家族等との交流についての内容が不足していた。また、記録が不十分であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画作成者は、個別サービス計画の作成の際には留意して盛り込むこと。 また、記録を適切に行うこと。
3	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成にあたり、本人の署名等がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の内容については、利用者又はその家族に対して説明し、利用者本人の署名をいただくこと。 ・ただし、署名ができない利用者の場合は、代筆者名とその続柄を本人署名の下に並記するとともに、経緯を明確に記録すること。 <p>※サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画作成者は、当該計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない、また、当該計画を利用者に交付しなければならない。</p>
4	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成にあたり、介護支援専門員（計画作成担当者）と他の介護従業者との協議が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員（計画作成担当者）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、<u>他の介護従業者と協議の上</u>、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した個別サービス計画を作成すること。
5	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画について、介護支援専門員（計画作成担当者）以外の従業者が当該計画の作成・説明を行っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員（計画作成担当者）は、個別サービス計画の作成にあたり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

8 記録の整備

対象	地域密着型サービス事業者
概要	・地域密着型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計、利用者に対する地域密着型サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 関係する基準

(例) 認知症対応型共同生活介護の場合

・記録の整備〔市条例第127条／基準省令第107条〕

第127条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 認知症対応型共同生活介護計画
- (2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録※

※「(6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録」とは、「運営推進会議の報告、評価、要望、助言等に関するもの」である。

・解釈通知 第3の二の二の3の(13)〔参照〕より

⇒「その完結の日」とは、

- ① 同項第1号から第6号までの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日
- ② 同項第7号の記録については、運営推進会議を開催し、運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。

(2) 留意事項

・記録等の保存期間について、基準省令では「2年間」と規定されていますが、市条例では「5年間」に延長していますので、ご注意ください。